

平成 24 年 9 月 20 日

保護者各位

播磨町立播磨西小学校

### インフルエンザによる出席停止期間の変更について（お知らせ）

平素は学校教育にご支援ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、今年もインフルエンザ流行の季節が近づいてきました。このたび「学校保健安全法施行規則」が改正され、インフルエンザによる出席停止期間が変更になりました。これまでの停止期間は「解熱した後 2 日」でしたが、4 月 1 日より「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあつては 3 日）を経過するまで」となりました。それは、近年タミフルやリレンザ、イナビルなど新薬の登場で、発熱しても解熱が早くなり、感染力が残ったまま登校するケースが増えたためです。「発症した後 5 日を経過し」が付け加えられたのは、発症後 5 日を過ぎれば、ウイルスがほとんど検出されなくなるという研究報告を踏まえたものだそうです。

このことにつきましては、すでに加古川市加古郡医師会とも申し合わせをしておりますので、本校としましても、インフルエンザの場合、発熱日を 0 日とし、その後 5 日間で、かつ解熱後 2 日を経過するまでを出席停止期間とします。

（ここでのインフルエンザとは鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除きます。）

また今回の改正で、以下の感染症についても出席停止期間が変更になりました。

#### **百日咳**

特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

#### **流行性耳下腺炎**

耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

#### **髄膜炎菌性髄膜炎（新設）**

病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで